

年 月 日

# 傍聴申出書

(あて先)

寝屋川市長

傍聴申出人

住 所

氏名 (ふりがな)

又は名称

電 話 番 号 ( )

都市計画法第 16 条第 1 項の規定により開催される公聴会において、傍聴したいので寝屋川市都市計画公聴会規則第 8 条の規定により傍聴を申し出ます。

作成しようとする都市計画の案

(注意)

- 1 寝屋川市公聴会規則第 2 条の規定により公述申出書の提出がない場合は、公聴会は開催しません。
- 2 公聴会においては、次に掲げる行為を行わないこと。
  - (1) 拍手その他の方法により公然と可否を表明すること。
  - (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てること。
  - (3) 鉢巻き、腕章の類をする等威嚇行為をすること。
  - (4) 会場内で飲食又は喫煙をすること。
  - (5) 議長の許可なく、会場内で撮影し、録音すること。
  - (6) 議長の許可なく、発言をすること。
  - (7) みだりに他の傍聴人をあおるような行為をすること。
  - (8) 前各号に掲げるもののほか、公聴会の議事を妨害するような行為をすること。
- 3 次に該当する者は、公聴会場に入ることにはできません。
  - (1) 銃器その他危険なものを持っている者
  - (2) 酒気を帯びていると認められる者
  - (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
  - (4) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器類を持っている者
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、公聴会を妨害し、又は他の者に迷惑を及ぼすと認められる者
- 4 児童及び乳幼児は、公聴会場に入ることができません。ただし、保護者又は監督者が付き添う場合は、この限りではありません。